

羽 市 協 第 817 号
令和元年 12 月 19 日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 山崎 弦一 様
連合大阪河内地域協議会
議長 西城 敏幸 様
連合大阪南河内地区協議会
議長 鳥井 一雄 様

羽曳野市長 北川 嗣輝



2020（令和2）年度政策・制度予算に対する要請について（回答）

平素は本市の市政運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

2019年10月4日付けで要請のありました標記について、別紙のとおり回答いたします。

[連絡先]

羽曳野市

市民人権部市民協働ふれあい課

担当：藤野

072-958-1111 内線 1070

1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策

(1) 就労支援施策の強化について

① 地域での就労支援事業強化について <継続>

就職困難層に対する「地域就労支援事業」について、各自治体の事業実績を検証し、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」に設置された部会で、好事例を参考に事業の強化を図ること。さらに、各自治体での事業への取り組み状況や実績（利用件数、就職者数など）を踏まえ、相談体制の充実など、効果的な体制を構築していくこと。また既存の「地域労働ネットワーク」も積極的に活用して、地域における労働課題の解消を進めること。映していくこと。

【産業振興課】

当市におきましては、地域就労支援センターを市内2か所に開設し、障がい者、ひとり親家庭の親等、働く意欲がありながら様々な要因のため就労できない就職困難者に対し相談業務を行っております。月に1度、障害者就業・生活支援センターの職員による障害者雇用相談を行っており、若年層に対しては若者サポートステーションと連携し相談体制の強化や講座を開催する等の支援も行っております。平成27年度からは、市内求職者を対象に資格取得対策講座等の就労支援も行い、早期就職を目指しております。また大阪府・市町村就労支援事業推進協議会に設置された部会において当市の地域就労支援事業の状況報告や南河内地域の自治体と情報交換を行い、今後とも好事例について情報共有に努め、先進市の取り組みを研究し、必要に応じて事業の内容等についても検討してまいります。「地域労働ネットワーク」会議を通じ、地域における労働課題の情報共有や事例研究を積極的に行ってまいります。

② 障がい者雇用施策の充実について<継続>

障がい者雇用を促進すること、とくに障がい者の受け入れ実績のない「障がい者雇用ゼロ企業」に対して事業所訪問やカウンセリングなどを通じ、障がい者の就労支援と職場定着を支援する取り組みを強化すること。また、精神障がい者の平均勤続年数が、身体障がい者や知的障がい者と比較すると短いことから、精神障がい者の職場定着（離職率の改善）に向けて、支援団体等とも連携して、きめ細やかな相談体制を充実させるなど、施策を強化させること。

【産業振興課】

毎年、近隣市及び障害者就業・生活支援センターとともに主に事業所を対象にした「障害者雇用フォーラム」を開催しています。特に近年は、精神障害者についての理解を深めてもらえるような内容にしており、使える制度や支援、実際に障害者雇用をしている事業所の現場の声の紹介等を行っております。今後も障害者雇用の推進に努めてまいります。

【障害福祉課】

障害者の一般就労の促進について、国の指針に基づき本市第5期障害福祉計画においては、令和2（2020）年度の福祉就労から一般就労への移行者数の目標値を24人に、同年度の就労移行事業の利用者数の目標値を42人に、同年度の就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合を5割以上に、同年度の就労定着支援事業の1年後の職場定着率を8割以上に設定するなど、当該成果目標の達成に向けて、相談支援事業者をはじめ、南河内北障害者就業・生活支援センターやハローワーク、就労移行支援事業者及び就労定着支援事業者等との連携した取り組みを推進しているところです。また、月1回の障害者雇用相談を関係課と共同で実施しています。

③女性の活躍推進と就業支援について（★）＜継続＞

女性活躍推進法に基づき、女性の積極的な登用を実施するために、各自治体における推進計画の実施状況を検証し、施策の拡充を図ること。また、女性の再就職支援のためのセミナーやサポートプログラムの充実もあわせて行うこと。

【産業振興課】

子育て中の女性等を主な対象とした就労支援を行い女性の就労機会の確保に向けて取り組んでおります。今後も引き続き行ってまいります。

【人権推進課】

本市では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を含んだ第3期羽曳野市男女共同参画推進プランを平成29年3月に策定、同年4月より施行しており、毎年プランの推進状況を点検、確認しているところです。また、関係機関との連携により就労や再就職に必要となる実践的なプログラムを充実させた講座の検討を図るとともに、講座開催にあたっては、市民に周知し、参加につなげることで人材育成に努めます。

(2)労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について

①「同一労働同一賃金」と事業主「パワーハラ防止義務」の周知・徹底について＜継続＞

同一企業で働く正社員と、パート労働者や有期雇用労働者などいわゆる非正規雇用の方との間の不合理な待遇差をなくすため、「同一労働同一賃金」の法整備が2020年4月から施行される（中小企業は2021年4月）。本年4月に施行された「働き方改革関連法」とあわせて、内容の周知・徹底を、労働者、企業、経済団体等に対し十分に行うこと。とくに中小企業では、施行時期の猶予もあるため、丁寧な周知に努めること。また、パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置を事業主に義務付ける「改正労働施策総合推進法」も本年5月に成立した。今後策定される指針の内容も含め、周知・徹底を図ること。

【産業振興課】

大阪府及び近隣市と合同で開催しております労働関係セミナーでは、昨年度に続き今年度も働き方改革セミナーとして開催。特に「同一労働同一賃金」を中心に解説予定です。

②法令遵守・労働相談機能の強化について＜継続＞

長時間労働の強要、残業代カット、名ばかり管理職、辞めたくてもやめられない、求人票の内容と労働条件が異なるなど、いわゆる「ブラック企業」や「ブラックバイト」が社会問題化している。これらの問題を撲滅するため、雇用・労働環境の整備、ワークルールの遵守、過労死や過重労働等の撲滅、長時間労働の是正について、周知・啓発をはかるとともに、相談を通じて悪質な疑いがあれば、大阪労働局とも連携し、適切な施策を講じること。さらに、利用者のニーズも踏まえてSNSを活用した労働相談の実施も検討すること。

【産業振興課】

労働条件や関係法令及び相談窓口については、大阪府作成のハンドブックの配布やチラシの配架等に加えて、大阪府や近隣市と連携し労働関係セミナーの開催を通じ、労働者や事業主に対して周知、普及を図っております。また、就労相談等を通じて労働条件等法令違反の疑いがあれば労働基準監督署や労働局等と連携し問題解決に向けて取り組んでまいります。

(3) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について <継続>

大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略の地方創生交付金事業等で「女性の活躍推進」、「若者・大阪企業未来応援事業」、「次代を担う人づくり」などが掲げられている。そこで、事業の情報発信力を高めるとともに、SDGsが掲げる「ジェンダー（ジェンダー平等を実現しよう）」や「成長・雇用（働きがいも経済成長も）」の目標達成に向け、とくに魅力ある中小企業との場づくりや若年層の定着支援施策の充実をはかること。また、就業ニーズの高い介護・福祉分野の定着支援施策として、独自の処遇改善助成金等を検討すること。

【産業振興課】

庁内関係部局と十分に協議を行い、必要な支援を検討してまいります。

(4) ワーク・ライフ・バランス社会の実現について

① 男女共同参画社会をめざした取り組み（★）<補強>

妊娠・出産・育児・介護期に離職することなく、安心して働き続けられる環境整備にむけて、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の周知徹底を図るとともに、きめ細やかに対応ができる相談窓口の充実を図ること。また大阪府が実施している「男女いきいき・元気宣言事業者登録制度」、「男女いきいきプラス事業者認証制度」、「男女いきいき表彰制度」を広く周知し、男女がともに働きやすい職場づくりや男性の育児休業取得促進を含めた育児参加支援など、ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた施策を推進していくこと。尚、子育て、介護を抱える労働者が働きやすい環境を整備するためにも「イクボス」が大切な役割を果たすと考えられる。自治体管理職が「イクボス宣言」を率先して行い、推進に努力し民間にも拡まるように努めること。

【産業振興課】

改正育児・介護休業法については、広報への掲載及びリーフレットの配架等周知・啓発活動に努めております。仕事と介護を両立できる職場の環境整備促進に取り組むことを示すシンボルマーク「トモニン」についても周知・啓発を行い、安心して働き続けられる環境整備にむけて庁内関係部署及び関係機関と連携し推進を図ってまいります。

【人権推進課】

「女性の活躍推進」と「働き方改革」のためには、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進が重要と考えています。広報紙、啓発冊子等を活用して、市民や事業者に対してワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や労働関連の各種法令についての周知を行うことで制度の理解を促し、性別を問わずすべての人が安心して働くことが確保される環境づくりに努めます。

【人事課】

男女がともに仕事と育児・介護を両立できる職場環境を目指し、各種休暇制度の整備に努めているほか、「育児・介護応援ハンドブック」を作成し庁内に周知を図るなど、制度の利用促進に向け、取り組みを進めてまいります。

② 治療と職業生活の両立に向けて<継続>

がんなどの病気の治療を行いながら働く労働者に対し、事業主は適切な配慮を行う必要がある。そこで、会社が当該労働者のニーズに応じた働き方の選択肢を提供することや、会社と医療機関との連携事例の発信など、事業主に対する啓発活動や情報提供などに積極的に取り組むこと。

【産業振興課】

国や府と連携し、がん患者をはじめとする病気の治療を行いながら働く労働者の就労に関する啓発・情報提供に努めてまいります。

(5)「不当労働行為救済命令」の着実な履行について <新規>

各自治体においては、大阪府労働委員会による不当労働行為救済命令（初審命令）が着実に履行されるよう、大阪府と連携して不当労働行為企業を、一定期間、指名停止するなどの対応を強化されること。

【産業振興課】

大阪府と連携して、対応してまいります。

(6)外国人労働者が安心して働くための環境整備について (★) <新規>

外国人労働者の人権を尊重し、地域で働き暮らすすべての外国人に対し、労働関係法令や生活に関する情報を多言語で提供するとともに、母国語による相談・支援体制を整備・拡充すること。また、生活するうえで必要な日本語のみならず、働くうえで必要な日本語についても、外国人労働者が習得できるようサポートを行うこと。また、ハローワークや労働基準監督署等と連携し、生活相談窓口の設置や共生のための研修会の開催などの支援を行うこと。

【産業振興課】

通訳を配置している「外国人雇用サービスセンター」や「外国人労働者相談コーナー」の周知・連携に努めてまいります。

【市民協働ふれあい課】

外国人労働者が安心して市内に居住できるような環境の整備について、近隣他市の状況も確認しながら、検討していきたいと考えております。働くうえで必要な日本語の習得については、羽曳野国際交流ボランティアサークルみやびの協力を得て、現在も多数の外国人の方が習得に向けた勉強をされているところです。

(7)『会計年度任用職員』について <新規>

2020年4月から導入される会計年度任用職員制度は、自治体職員の働き方や住民サービスに関わる改革になりうるものである。しかし、未だに規則や設定などが決まらず準備不足と思われる。速やかな対応と導入の趣旨に基づく適正な運用と財源確保を行うこと。

【人事課】

現在、令和2年4月からの会計年度任用職員制度の導入に向け、市議会に「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」を上程し、会計年度任用職員に係る給与制度等について審議をいただいているところです。今後は、給与制度の詳細や休暇制度等について、総務省の会計年度任用職員制度に係る事務処理マニュアルの内容も踏まえつつ、職員団体とも十分に協議の上、速やかに制度設計をしてまいりたいと考えています。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

①ものづくり産業の育成強化について<継続>

MÖBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）と連携し、ものづくり産業の育成を一層進めること。とくに、ものづくり企業の従業員やOBなどをインストラクターとして養成し、さまざまなものづくり現場で改善や後継者育成の指導を目的として、積極的に中小企業への派遣を行うこと。また、女性のものづくり企業への就職促進に資する職場環境整備や情報発信などについても、支援策を講じること。

【産業振興課】

MOBIOと連携して、ものづくり産業に関する支援施策等を活用できるよう企業へ周知する努力をします。インストラクターの養成や後継者育成、女性のものづくり企業への就職促進に資する環境整備等については関係団体や庁内関係部署と協力して効果的な支援策を探ってまいります。

②若者の技能五輪への挑戦支援について<新規>

ものづくり産業を中心とする「強固な地方」「強固な現場」を構築するため、技能五輪の全国大会・国際大会に積極的に挑戦する若者が増加するよう、広報を強化するとともに支援を拡充すること。とりわけ中小企業に働く若者が参加できるよう、周知や支援を強化すること。

【産業振興課】

技能五輪に関する周知や広報については商工会や関係団体と連携・協力して強化に努めます。また、中小企業に勤める若い技術者が積極的に参加するための支援については関係団体と協力して効果的な支援施策について検討してまいります。

③中小・地場企業への融資制度の拡充について<継続>

中小企業・地場産業の事業運営を資金面から支えるため、金融機関と顧客との長期安定的な金融取引機能の支援を強化すること。また融資の際、物的担保主義や個人保証依存から、企業の将来性・発展性を重視することとし、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施すること。

【産業振興課】

小規模企業サポート資金（市町村連携型）を実施するなど、市内中小企業に対して融資の利便性の向上を図っています。その他融資については、大阪府制度融資等効果的な制度の案内を進めてまいります。また市内金融機関へ中小企業への資金面の支援を強化してもらえよう協力を求めてまいります。

④非常時における事業継続計画（BCP）について<継続>

災害時に、顧客や従業員の安全、会社の事業、取引先への信用、従業員の雇用などを守るべく、事業継続計画（BCP）の策定が重要となっている。しかし中小企業への普及率は、依然低い状況にある。そこで関係機関との連携を強化し、専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じ、災害発生などの非常時に備えることができるよう、きめ細かな計画策定の支援を強化すること。また企業の防災対策を入札時の加点要素に加えるなど、BCP制定のインセンティブ制度を導入すること。

【産業振興課】

市内中小企業の事業継続計画（BCP）策定については、商工会と連携・協力して制度周知をはかり、セミナーの開催などより一層の支援を進めるよう努めてまいります。また、インセンティブ制度の導入に関しては関係部署とともに検討してまいります。

(2) 下請取引適正化の推進について（★）<継続>

中小企業の拠り所となる下請かけこみ寺の相談件数が依然高い状況にあり、下請代金の支払遅延や減額などの悪質事案が後を絶たない。サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配を実現するため、資材や人件費など増加コストを適正に転嫁できるよう、企業間における適正な取引関係の確立に向けて、監督行政と連携を図り、下請法をはじめとする関係法令の周知とその遵守を徹底すること。とくに本年は消費増税が予定されていることから、適正な価格転嫁ができるよう、より強く国に働きかけること。

【契約検査課】

本市では、工事契約約款等により法令一般の遵守を明記しております。また、提出された施工体制台帳から下請発注の適正化に向けた指導に努めます。今後も官公需法、下請法等の関係法令の趣旨を踏まえつつ引き続き請負業者への周知、指導を図ってまいります。

(3)総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について (★) <継続>

〔総合評価入札制度 未導入の自治体〕

総合評価入札制度の導入が、府内 20 市にとどまっている状況にあることから、未導入の自治体は積極的に取り組むこと。また公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定にむけ、関係事業団体との研究会等の設置について検討すること。

【契約検査課】

総合評価入札制度の導入については、公正性、客観性を損なうことのないよう制度の構築に向け、他市の動向や市内関係各課との協議等、情報収集に努めてまいります。また、公契約条例については国の法制化の動向や各市の状況を注視し、引き続き取り組みを検討してまいります。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(1)地域包括ケアの推進 (★) <補強>

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアの推進にむけ、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みを構築すること。加えて、市民にも地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。また、認知症対策をより一層強化し、治療・生活・相談などに対する支援体制を地域で整備すること。

【高年介護課】【地域包括支援課】

地域包括ケアシステムの推進について、ニーズ調査や国の分析システム（見える化システム）の活用により必要な介護サービス量などを分析のうえ、羽曳野市高年者いきいき計画に反映し、介護サービスの提供体制の整備に努めてまいります。医療、介護連携に関して、三師会、訪問看護、病院の地域連携室（医療ソーシャルワーカー）だけでなく、介護サービス事業所、在宅栄養士等にも懇親会や研修会に参加いただいています。地域包括ケアシステムに関する情報は、医療機関・介護サービス事業者情報検索システムや、第 7 期羽曳野市高年者いきいき計画を市ウェブサイトへの掲載など、市民へ広く周知しております。認知症施策については、従来の施策に加え、平成 29 年度より認知症初期集中支援チームを設置し、早期診断、早期対応に向けた体制を構築しています。

(2)予防医療のさらなる推進について <継続>

市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診などの受診率を向上させるためにも、大阪府が実践的に取り組む「健活 10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」などを市民に広く PR する取り組みを行うこと。また、市民が行政が実施する健康に関する事業や情報などを気軽に入手できるよう、SNS を活用することや、保健医療関係団体や経済団体、労働団体などとも連携したキャンペーンなどの具体的な取り組みを行うこと。

【健康増進課】

平成30年度に「健康はびきの21計画(第2期)後期計画・及び食育推進計画(第2次)・自殺対策計画を策定しました。従来から実施しているがん検診をはじめとする検診事業、乳幼児健診などの保健事業を実施します。また各種保健事業やウェブサイトを通じて、検診の必要性や生活習慣の改善などの啓発を行い市民の主体的な健康づくりの支援を行います。各種関係団体と連携し、計画に基づき市民の主体的な健康づくりを支援できるような健康教育の実施や計画の普及を含めた健康情報の提供などに努めます。

【保険年金課】

本市では、平成30年4月に策定した「特定健康診査・特定保健指導計画 第3期」に基づき、特定健康診査を実施しています。受診率の向上を目指す取り組みの一環として、受診勧奨通知の送付、電話による受診勧奨を実施しています。大阪府が実践的に取り組んでいる「おおさか健活マイレージアスマイル」は、令和元年10月28日より大阪府内全市町村にて本格実施され、市町村国保特定健康診査と連動しており、アスマイルの普及は、特定健康診査の受診率向上に繋がります。本市のアスマイルPR活動として、広報「はびきの」10月号でのアスマイルに係る記事の掲載、羽曳野市ふれあい健康まつりでのアスマイル周知イベント等を実施しました。本市では、市民が行政の実施する健康に関する事業や情報等を気軽に入手できるよう、SNSのFacebook等を利用したイベント周知を行っています。また、特定健康診査の未受診者対策として、羽曳野市商工会に協力を依頼し、会報への特定健康診査の啓発チラシ折込依頼や大阪府と包括連携協定を締結している第一生命保険株式会社にチラシの配布をご協力いただいています。市民の健康に寄与するため、更なる特定健康診査受診率の向上及びアスマイルの普及を大阪府等と連携協力しながら行ってまいります。

(3) 医療人材の勤務環境と処遇改善 <新規>

医療の安全確保のため、市立病院など医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保など、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、新たな医療人材の確保に向け、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上をはかる研修機会の拡充などを積極的に実施すること。

【健康増進課】

羽曳野市立保健センターは、医療機関登録をし、休日急病診療所を運営しています。医療人材の確保については、看護師、歯科衛生士は臨時的任用職員として雇用しています。また、医師については市医師会に委託しています。

(4) 介護サービスの提供体制の充実にむけて

① 介護労働者の処遇改善と人材の定着 (★) <補強>

今後、多くの人材が必要とされる介護労働の重要性に鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、介護労働者の処遇の向上や介護業界全体の人材確保、職場への定着をはかること。また、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価するなど、キャリアアップの仕組みの整備を支援すること。また、市町村における介護人材の現状の把握と介護職員の資質向上および新たな介護人材の参入を促進するため、介護職員初任者研修や実務者研修、介護福祉士研修等への受講費用の助成を行うこと。

【高年介護課】

介護人材の確保については、大阪府主導の介護人材確保連絡会議を通じ、南河内ブロックのメンバーで現状や課題を共有し、戦略等を検討しています。令和元年度はこの連絡会議において作成されたポケットティッシュを市のイベント等で配布、介護戦隊のヒーローショーを行うなど介護人材の必要性をPRするなど、介護人材の確保に向けた取り組みを行

いました。今後も引続き南河内ブロックで連携を図り、積極的に介護人材確保に向けて取組んでまいります。あわせて、介護人材の現状把握に努めるとともに、国、府の動向を注視していきます。

【指導監査室】

介護職員の賃金改善を目的に創設された介護職員処遇改善加算について、平成29年度の介護報酬改定において、介護人材の定着、昇給や評価を含む賃金制度の整備・運用状況等を踏まえ、事業者による昇給と結びついた形でのキャリアアップの仕組みの構築を促すため、更なる加算の拡充が行われています。また、令和元年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において、介護職員等特定処遇改善加算が創設されることとなり「介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行う」こととされました。事業所に対しては、集団指導などにおいて、積極的に周知を図るとともに、大阪府と連携する等しながら指導等をすすめております。その際、介護職員処遇改善の内容等について、全ての介護職員に周知しているか、賃金改善の状況等を事業所から確認しているところです。また、人材育成・離職防止に関しましては、都道府県が中心となって行われており、大阪府においても、「介護人材確保・職場定着支援事業」が実施されています。引き続き、介護労働者の処遇改善に向け、関係機関と連携し取り組んでまいります。

②地域包括支援センターの充実と周知徹底<新規>

地域包括支援センターが地域のニーズに則し、一定の水準を確保した実効あるものとして機能を発揮できるよう、有効な対策を講じること。また、労働者の介護離職を防ぐためにも、地域包括支援センターが、家族などが介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報の取り組みを強化すること。

【地域包括支援課】

本市は、直営1箇所の地域包括支援センターと地域相談窓口（ランチ）として市内7箇所の在宅介護支援センターに相談業務を委託して、総合相談事業を実施しています。また「ふれあいネット雅び」の活動を通じ、地域の方との接点を多く持ち行政や介護・福祉の専門職が重層に在宅療養をする本人・家族に対して支援や情報提供を行っています。

(5)子ども・子育て施策の着実な実施にむけて

①待機児童の早期解消<補強>

待機児童の早期解消に向け、子ども・子育て支援事業計画の適切な見直しを行うこと。また、事業所内保育、家庭的保育や小規模保育などの整備・充実をはかること。整備の際には、保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携などを行うこと。尚、保育の無償化を背景に保育ニーズの高まりが予測される。保育の見込み量を的確に把握し、大阪府との十分な連携のもと速やかに適切な整備を進め、保育枠の拡大に努めること。

【こども課】

本市では現在、令和2年度を初年度とする、第2期子ども・子育て支援事業計画「はびきのこども夢プラン」の策定中であり、子育て家庭向けのアンケートや人口推計等により保育ニーズを把握し、施設の整備計画等を図っていくこととしております。また、現在の公立保育施設や民間保育施設の建替えや定員増を進め、待機児童の解消を進めることとしておりますが、平成30年度に策定しました、「就学前教育・保育施設のあり方に関する基本方針」に基づき、公立幼稚園や保育園の統合・再編や認定こども園化など、保育の量と質を確保し、かつ国や府などの関係機関と協力・連携をはかり、安全かつ質の高い教育・保育を提供できるよう努めていきます。

②保育士等の確保と処遇改善<継続>

子どもが心身ともに健やかに成長するのに必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員などの労働条件と職場環境の改善を行うこと。そのための正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保などを行うこと。

と。また、民間の保育事業者と行政との意見交換の場を設置することなどにより、現場ニーズの把握や支援のあり方などについて検討し、保育の質の向上につなげること。

【こども課】

本市では、平成25年度より国の臨時特例交付金を活用した民間保育園保育士の処遇改善事業を実施しております。平成28年度からはキャリアパス制度の導入を含めた新しい処遇改善を進め、市内の全施設で実施しております。今後も、保育士の労働条件や職場環境の改善などを含めた、働きやすい職場環境の整備を進め、保育士の安定的な確保事業を実施していきます。

【人事課】

本市におきましても、この間職員採用を継続的に実施するなど、保育士等の確保に努めています。また、国家公務員の給与制度とあわせて、勤務条件の改善を行うとともに、必要な研修を実施するなど、保育体制の確保・充実を図っています。

③地域子ども・子育て支援事業の充実<継続>

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育など多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。

【こども課】

病児・病後児保育事業及び延長保育事業については、子ども・子育て支援交付金を活用し、民間保育施設等に財政支援を行っております。夜間保育や休日保育については、現在実施しておりませんが、子ども・子育て支援事業計画に基づき検討し、今後も引き続きサービスの拡充に努めてまいります。

④企業主導型保育施設の適切な運営支援<新規>

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査などに市町村による関与を行うことが必要である。また、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底することなどについて、大阪府と認識を合わせ、国に要望すること。

【こども課】

企業主導型保育施設に対しては、認可外施設として羽曳野市が年1回立入り調査を実施するとともに、児童育成協会においても立入り調査の実施により指導監督を行い保育の質の確保に努めております。また、令和元年10月から始まった幼児教育保育無償化により、企業主導型保育施設を利用する場合、居住地の市町村に利用の報告をすることとなり、利用者の状況についても把握しています。現在、羽曳野市においては、新たな保育施設を認可する予定がなく、認可施設への移行を進める予定はありませんが、今後の社会情勢を見極めながら必要な措置を講じて参りたいと考えております。

(6)子どもの貧困対策について<補強>

各市町村での「子どもの貧困」の解消に向け、教育の機会均等を保障するための経済的支援を含む具体的な支援・取り組みを迅速に行うこと。また、居場所の提供や生活習慣・育成環境の向上の取り組みも含め、生活困窮者自立支援制度の子どもの学習・生活支援事業などを積極的に実施すること。

【こども課】

現在実施しております「子どもの居場所づくり事業」や「放課後こども教室」「はびきの中学生 study-0」など、家庭や生活に困難を抱える子育て家庭やその児童を支援する側面を持つ事業を通じ、また小中学校や幼稚園、保育園とも連携を取りながら、引き続き取り組んでまいります。

【福祉総務課】

生活困窮者自立支援制度において任意事業として子どもの学習・生活支援事業がありますが、本市においては従前より上記の学習支援事業（政策推進課）及び子どもの居場所づくり事業（こども課）を実施しているため、本制度において

同様の事業を実施する予定はありません。

【政策推進課】

本市では、子どもへの学習支援事業として、中学生の自学自習力を伸ばし、学力向上に資することを目的に、土日に庁舎会議室等を開放し、市職員およびボランティアスタッフが学習のサポートを行う「はびきの中学生 study-O」事業を実施しています。当該事業は、市内在住・在学のすべての中学生が無料で参加できる場と機会を提供しているものであり、生活困窮者対策のみに特化した事業ではありませんが、「子どもの貧困対策」として大阪府の子育て支援交付金の対象事業となっているほか、生活保護・生活困窮者対策担当課においても、対象となる生徒がいることを把握した場合には、当該事業への参加等を促しています。

(7)子どもの虐待防止対策について(★)

①児童虐待防止対策について<補強>〔子育て世代包括支援センター設置済み自治体〕

児童虐待を未然に防ぐため、親等の体罰禁止と児童相談所の機能強化が盛り込まれた「改正児童虐待防止法」(2020年4月施行)の運用について関係機関への周知を徹底すること。また、市民に対し、特に国民の通告義務や児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について広く啓発活動を行うこと。また、ネグレクトなどの児童虐待を予防するため、子どもと保護者への切れ目のない支援を行うための子育て世代包括支援センターでは、妊娠・出産包括支援事業や産婦検診事業をはじめとする事業により、効果的な支援が実施できるようセンターを運営するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修などを実施すること。そして、子ども自身が意見を表明することのできる支援体制も整備すること。

【こども課】

改正児童福祉法の周知については、要保護児童対策地域協議会等において、研修・啓発活動を通じ、関係機関へ周知を徹底していきます。オレンジリボンキャンペーンについては、毎年11月、古市駅頭街頭啓発活動を行い、市民への啓発を行っております。また、公用車へ「189」児童相談所ダイヤルの啓発ステッカーを貼りだしています。さらに、市役所、市内の学校、幼稚園、保育園、子育て支援センター等への虐待防止啓発ポスターを張り出しています。

【健康増進課】

健康増進課にて、平成31年1月に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠届出時、保健師が全員面接を行っております。経済的問題や支援者の有無、被虐待・DV歴、育児不安等を聞き取ることで、必要な場合妊娠期から支援を行い、産後・育児期へと切れ目のない支援を実施しており、児童虐待の早期発見・対応に努めています。相談業務を担う専門職においては、随時研修を受け対応能力の向上を目指しています。また、支援に必要な事業の実施を行っていきます。

【人事課】

必要に応じて関係各課と連携のうえ、専門研修への派遣を行うなど、職員の資質・スキル向上に努めてまいります。

②父子を対象とした養育教育の充実について<新規>

母子に焦点を当てた施策は充実されてきているが、父親に対する支援という面では、必ずしも十分とは考えられない。2018年の児童虐待における加害者別検挙状況によると、実母24.8%に対し、実父43.8%、実父以外の父30.0%となっている。死亡事例の約8割が0歳児～3歳児までの乳幼児となっていることから、育児に関する情報の欠如も一つの要因となっていることが考えられる。虐待防止・予防につなげるためには、養育力不足にある父親等に対する支援にも力を入れていく必要があり、母子を対象とする保健事業だけでなく、父子を対象とした養育教育の充実を行うこと。

【こども課】

こども課においては、母子だけでなく父子についても母子と同様の事業を実施しております。

【健康増進課】

健康増進課では、妊娠届出時、父親となる方向けに、妊婦の体の変化や、家事で担ってもらいたいこと、禁煙の必要性などのリーフレットを渡しています。マタニティスクールでは、父性の育成と育児への主体的な参加を目的に、父親となる方が参加するカリキュラムを入れており、参加しやすい土曜日に開催しています。約8割の方が参加しています、また、乳幼児健診時など両親で来所された場合、育児に関しての相談を一緒に受けていただき、父親の育児支援を行っています。

③「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置について<新規>

「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置が2022年度までに、全市区町村に求められている。虐待のみならず、子どもとその家庭、および妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から、通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う拠点の整備に努めるとされていることから、市町村はこれまで以上に、子どもと家庭を支援する役割が求められるようになり、子どもを取り巻く問題の重要性を考えると、より専門的に幅広く対応を強化していく必要がある。そのためには、今まで以上の体制強化と専門性が求められることから、常勤の保健師、社会福祉士などの専門員の配置をより充実し、虐待対応職員の更なる増員に努めること。

【こども課】

2021年3月中設置に向けて、体制等の整備含め検討を行っています。

(8)アルコール健康障害対策について<継続>

アルコール依存症は本人の健康問題にとどまらず、飲酒運転や虐待、家庭内暴力、自殺など、家族への影響が大きく重大な社会問題が生じる要因となっている。国では2013年にアルコール健康障害対策基本法を制定し、2016年には推進基本計画を策定してアルコール健康障害の発生、進行および再発の防止を図り、あわせて健康障害を有する者等に支援の充実を図ろうとしている。アルコール健康障害対策を理念だけでなく実効あるものにするためには、民間団体、医療機関、行政が連携して予防および相談から治療、回復支援に至るまでの切れ目のない支援が必要であり、地方自治体は国と連携してその対策を総合的かつ計画的に推進すること。また、2018年にはギャンブル等依存症対策基本法が制定されたが、ギャンブル依存症や薬物依存症についても、行政がその問題に取り組む社会的意義は大きく、アルコール依存症とともにその対策を総合的に推進すること。

【健康増進課】

健康はびきの21計画(第2期)後期計画に基づき、適量飲酒や未成年や胎児・乳児に与えるアルコールの影響について情報提供を実施していきます。また相談があった時には、相談窓口や医療機関の紹介など各関係団体や部署と連携をとっていきます。

【障害福祉課】

大阪府及び保健所など関係機関とも連携し、依存症である障害者の自立支援にむけた個別支援をすすめています。また、依存症への適切な支援を行うため、大阪府などの主催する研修への職員派遣を行っています。

4. 教育・人権・行財政改革施策

(1) 教育の質的向上にむけて (★)

① 指導体制を強化した教育の質的向上<補強>

将来を担う子どもたちの教育環境を充実させるためにも、義務教育の入り口である小学校での少人数学級編制の対象学年を拡大すること。また、定数改善により必要な教職員数を確保すること。教職員の長時間労働を是正し、本来的な仕事の質を高めることにより、教育の質的向上をはかること。その上で、英語教育や図書館教育、ICT教育などの教育課題に対応するための人材支援を行うこと。尚、部活動のあり方については国のガイドラインを踏まえた具体的な対策を講じること。

【学校教育課】

小学校での少人数学級編制の対象学年を市費により拡大することは、現在の財政状況では厳しいものがございます。本市といたしましては、子ども一人ひとりと向き合い、きめ細かな教育を実践していくためには、学校現場を支える教職員の確保が不可欠であるとの認識から、これまでもさまざまな機会を通じて、国や府に要望をあげておりますが、今後も要望してまいりたいと考えております。教職員の時間外勤務状況については、平成24年度より市独自に調査を行っており、教職員に輸入していただく形で時間外勤務管理簿を作成し、4月と6月、11月の年3回集計を市教委として実施しております。市教育委員会としましては、教員の多忙化については、ぜひ取り組んでいかなければならない課題であると認識しておりますが、これは本市のみならず、国全体の課題でありますので、国、府の動向を受け止めた上で取り組んでいくべき課題であると考えています。また、本市の学校園への指示事項では、校園長に対し、「定時退勤推進日」「NOクラブDAY」を計画的に設けるなど、教職員が長時間勤務になることを避け、教職員のメンタルヘルスを含む健康の保持に務めるよう指示しており、メンタルヘルスの取組みとして、管理職向けのラインケア研修、対象職員向けのセルフケア研修、教職員個別カウンセリングを毎年実施しております。具体的には、現在、毎週木曜日を「定時退勤推進日」に設定していますが、労働安全衛生の考え方について、再度市内の全教職員に周知し、時間外勤務の縮減に対する意識の醸成をはかるとともに、さらに実効性のある定時退勤日の設定についても研究してまいりたいと考えています。市教育委員会といたしましては、教職員がやりがいや充実感を持ち、元気に子どもと向き合えるよう、引き続き取り組んでまいります。その上で、様々な教育場面への対応するための人材支援としては、英語教育には「ALTの中学校配置・小学校への巡回」、図書館教育には「学校への図書館司書の配置」、ICT教育には「情報教育アドバイザーの巡回支援」を実施しています。なお、部活動のあり方については国のガイドラインを踏まえ、本市教育委員会より「羽曳野市運動部活動の在り方に関する方針」を策定し、適切な運営のための体制整備や合理的でかつ効率的な活動の推進のための取組み、適切な休養日及び活動時間の設定を示し、取り組んでいるところです。

② いじめや不登校への対応について<新規>

いじめや不登校などの教育課題に対応するため、スクールカウンセラーの配置拡充やスクールソーシャルワーカーの増員を行うこと。また、児童相談所等と連携し、不登校やひきこもりの実態把握をおこない、福祉・教育・医療など様々な相談ができる窓口である、ひきこもり地域支援センター等の設置を行うこと。

【学校教育課】

いじめ、不登校の対応については、本市におきましても喫緊の課題であり、専門家や福祉等と連携し、解決や予防に向けて多面的に支援していく必要があると考えております。SCにつきましては、現在、府費によるものが全中学校区に各1名と市費によるものが1名適応指導教室に、いずれも週1回配置されております。市費による1名は、市内学校の保護者や教員すべてが対象となっており、相談も空きがない状況となってきたため、厳しい財政状況ではありますが、配置拡充に向けて今後も要望してまいりたいと考えています。SSWにつきましては、今年度より1名増員し、2名体制となっております。ニーズが非常に高まってきていることから、各中学校に1名ずつ配置できるよう進めていきたいと考

えております。ひきこもり地域支援センター等の設置につきましては、今のところ、設置の予定はございませんが、現在、児童相談所とは月1回情報交換の場を設けております。また、教育委員会担当者、SSW、CSW、社会福祉協議会、市家庭児童相談担当、市生活福祉担当、保健センターが定期的に集まり、情報共有や各専門分野からのアドバイス等をおこない、個別案件にチームとして対応し支援できるよう連携しております。いじめ、不登校の原因はさまざまに複雑になってきており、専門家や各機関との連携は必要不可欠です。今後も、拡充とさらなる連携に向けて取り組んでまいります。

(2) 奨学金制度の改善について (★) <継続>

2017年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないことなど、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の導入も検討すること。

【学校教育課】

日本学生支援機構奨学金については、ほとんどは大学進学時の活用であり、給付型奨学金制度も、大学、短期大学、専修学校専門課程、高等専門学校4年生への進級者が対象となっており、現在市内でも中学校卒業時に活用する事例がほとんどないのが現状です。今後、進路選択の多様化の中で、活用する可能性もあるので、検討してまいります。また、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度等についても、小・中学校、義務教育学校の指導を業務としている市教育委員会では取扱いが難しいのが現状です。

(3) 労働教育のカリキュラム化について <継続>

ワークルールや労働安全衛生など、働くことに関する知識を深め活用できるよう、労働教育の充実、カリキュラム化を推進することまた、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことにより、これまで以上に社会人として必要な知識を身に付け、社会を構成する一員としての意識を醸成するための主権者教育を充実させること。

【学校教育課】

本市においては、キャリア教育全体計画を各校作成し、労働教育に関しても、関連する教科の中から、教材を選択し活用できるようにしております。また、学校教育における主権者教育については、議会制民主主義を定める日本国憲法の下、民主主義を尊重し、責任感をもって政治に参画しようとする国民の育成や、18歳への選挙権年齢の引下げによる、小・中学校からの体系的な指導の充実等の観点から、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達の段階を踏まえ、社会科や公民科等を中心に指導が行われているところです。

(4) 人権侵害等に関する取り組み強化について

① 差別的言動の解消<継続>

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が施行をうけ地方公共団体として地域の実情に応じた施策を講じるよう努めるとされていることから、早期に条例を制定すること。

【人権推進課】

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動であるいわゆるヘイトスピーチは、羽曳野市人権施策基本方針の基本理念である「自分らしく幸せに暮らしていけるまちの実現」のために解決しなければならない課題だと認識し、国や大阪府と連携を図りながら啓発や相談事業に取り組んでおります。また、令和元年11月1日に施行された「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」の基本理念においても、府民一人ひとりが共に社会の一員として解決すべき課題であるとうたわれています。そして、大阪府と府内市町村は、施策の実施に当たっては連絡調整を緊密に行いヘイトスピーチの解消の推進に係る取組について協力することを再確認したところです。条例の制定

につきましては、引き続き、大阪人権行政推進協会をはじめ近隣市町村の動向をふまえて検討していきたいと考えています。

②多様な価値観を認め合う社会の実現＜補強＞

LGBTなどのセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政・府民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。あわせて2017年3月には「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」方針が策定されたが、その検証も行うこと。また、2015年3月に東京都渋谷区が「同性パートナーシップ条例」を制定したように、各市町村においても同趣旨の条例制定を進めること。また行政施設においては、多目的トイレなど、誰もが利用しやすい環境整備に取り組むこと。

【人権推進課】

セクシュアルマイノリティについては本市男女共同参画推進条例において、あらゆる人の人権の配慮を基本理念のひとつとし、性別及び性的指向によるあらゆる差別的取扱いを禁止しています。また、毎年本市が作成、配布している男女共同参画啓発冊子においても市民の理解を深めるため、「セクシュアリティ」、「セクシュアルマイノリティ」、そして「SOGI」について情報提供、啓発しており、今後も継続的な啓発に努めます。なお、パートナーシップの制度化につきましては、検証を重ねているところであり、今後も関係機関と調整を行います。

【管財用地課】

多目的トイレなどの環境整備は、あらゆる人が安心して暮らすために必要なものであり、これまでも公共施設において整備を進めてきているところです。今後も誰もが利用しやすい施設を目指して環境整備に取り組んでまいります。

③就職差別の撤廃・部落差別の解消＜継続＞

この間連合の「採用選考に関する実態把握のためのアンケート」調査では、就職差別につながる採用選考の問題が明らかになっている。そうしたことから、連合大阪は、大阪労働局、大阪府に対して就職差別の撤廃にむけた要請を行っている。いまだ就職差別については根が深い問題であることから、企業への指導を強化するとともに、部落差別解消法について住民に広く周知徹底し、あらゆる差別撤廃にむけた施策を講じること。

【人権推進課】

「部落差別解消推進法」につきましては、法施行以降、広報紙への掲載及び市民向けセミナーの実施等さまざまな機会を通じて市民の皆さまへの周知に努めてまいりました。今後も部落差別等あらゆる差別の解消に向けて積極的に取り組んでまいります。

【産業振興課】

市内企業で構成される羽曳野市企業人権連絡会では、人権研修やセミナーの案内及び啓発資料の送付を行っています。また毎年6月には、市内の労働担当部署、人権担当部署、企業人権連絡会及び地域人権協議会で就職差別撤廃月間の街頭啓発として、古市駅にて啓発物品であるポケットティッシュの配布を行っています。今後も引き続き街頭啓発やリーフレットの配架等を行い、問題解決に向けて取り組んでまいります。

(5) 地方自治体におけるSDGs推進について <新規>

地方自治体におけるSDGs推進にあたっては、地方創生としての側面だけでなく、SDGs本来の目的である「全ての人の人権が尊重される、誰一人取り残さない社会」の実現という観点から、格差の是正・貧困の根絶に向けた対策を講じること。

【人権推進課】

市政のすべての事業において、羽曳野市人権施策基本方針の基本理念である、「いつまでも自分らしく、幸せに暮らして

いけるまちの実現」、「お互いの人権を尊重し、ともに支えあうまちの実現」を柱にすえた人権施策を総合的かつ計画的に推進しています。この方針の目指している社会は、SDGsの「誰一人取り残さない」社会の実現に資するものであると考え施策を推進してまいります。

(6) 子どもの権利の問題について <新規>

2019年は、国連で子どもの権利条約が採択されてから30周年（日本が同条約を批准してから25年）となる。しかし、昨今の児童虐待や子どもの貧困（居場所の問題）、いじめや不登校など学校での問題など、子どもを巡る社会的な課題は多く、子どもの人権が守られているとは言い難い状況が続いている。子どもがその権利の主体として、子どもを取り巻く課題に、子ども自身が意見表明できるよう、「子どものオンブズパーソン制度」の導入や、行政施策への参画ができる方策を検討するなど、「子どもの人権を守る」理念を行政施策のすべてに反映させること。

【こども課】

こども課においては、子どもへの身体的、心理的虐待や育児放棄など、子どもの生命を脅かす事象が起こることのないよう、そのサポート体制の確立について関係機関と連携を取り、取り組んでまいりたいと考えております。

【学校教育課】

子どもの権利条約の理念をひとつのベースとして、さまざまな社会の人権課題について正しい知識をまなび、豊かな人権感覚をはぐくむ人権教育を、本市においては重視してきました。個別の人権課題に対しての教育のみならず、すべての学校教育活動において人権尊重の環境づくりを推進できるよう、研究や組織的な取組みをすすめています。とりわけ学級集団づくりは基礎的な取組みとして力を入れて、「だれもが自分の気持ち・思いをうけとめてもらえる場・つながり」の確保を最大の目標としており、子ども自身が意見を表明できる環境の充実をめざしています。加えて、児童会活動・生徒会活動の活性化により、教員・保護者・地域等のおとなに対しても意見を述べたり行動することで訴えたりできるよう指導を継続しています。

(7) 外国人に対する施策の充実について <新規>

地域で働き暮らすすべての外国人に対し、生活・仕事・医療・教育など様々な課題に対応できる総合的な相談窓口を設置すること。また、子どもも含めた日本語習得のための支援策を具体的に検討すること。

【市民協働ふれあい課】

外国人住民及び観光等で来られた外国人に対しての総合窓口の設置等については、近隣他市町村とも連携しながら、進めていきたいと考えております。また、多言語取得をされている市内在住のボランティアの方を募集しており、その方々の協力を得たりしながら、生活情報誌の作成などについても検討していきたいと考えております。

【社会教育課】

社会教育課では、成人教育の一環として識字教室を実施しており、本来は読み書きが不自由な方の教室ですが、外国人の増加に伴って外国人に対しても受講を認めています。小学校教師OB・OGを講師として基本マンツーマンの授業を行っており、講師が5名である現在の受け入れ可能人数は10人程度となっております。また、市民団体で外国人に対して日本語を教えている自主夜間中学校があり、社会教育課では会場の確保及び会場費の減免手続きを行うことで支援しています。課として日本語教育に特化した支援策は検討する予定はありませんが、これらの事業が滞りなく実施できるよう努めてまいります。

5. 環境・食料・消費者施策

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進 (★) <継続>

これまで大阪府の「食品ロス削減ワーキングチーム」が精力的に取り組んできた食品ロス削減対策に基づく取り組みを実施すること。また、市民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「3010運動」などを周知するなど、効果的な啓発活動を実施すること。

さらに、2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。

【環境衛生課】

「買ったものは使い切ろう 食べ切ろう 地球とお財布にやさしいお買い物」と題して食品ロス、マイバッグ、マイボトルの啓発チラシとポスターを作成し、商工団体の協力で会員に配布や婦人団体の協力でスーパーマーケットでの配布など事業展開を行いました。今後も、食品ロスについてホームページ及び広報誌により積極的な啓発を行ってまいります。

【福祉総務課】

平成27年度より「ふーどばんく OSAKA」と協定を結び連携をしております。生活困窮者等への緊急的な支援が必要な場合には、提供していただいた食品を支援に活用しています。

(2) 消費者教育としての悪質クレーム (カスタマーハラスメント) 対策の実施 <継続>

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為などの悪質クレーム (カスタマーハラスメント) の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとして、消費者に倫理的な行動をうながすための啓発活動や消費者教育を行うこと。

【産業振興課】

国や大阪府と連携をとりながら、悪質クレームの抑止・撲滅を推進するような消費者教育を検討してまいります。

(3) プラスチックごみの問題について (★) <新規>

プラスチックごみによる海洋汚染が国際的な問題となっている。また、廃棄物そのものの発生削減、再生利用は、国連の持続可能な開発目標 (SDGs) の目標にもなっている。各市町村の環境事業においても、使い捨てプラスチックの削減やプラスチックの資源循環が進むよう、廃棄物の分別収集の徹底と選別ガイドラインの見直し、リユース・リサイクルの徹底、企業による再生材の利用促進、市民への啓発などの具体的な取り組みを行うこと。また、「プラスチックゴミゼロ宣言」をまだ行っていない自治体は早急に宣言を行い、その主旨に沿った取り組みを率先して実行し、より一層の成果が出せるように取り組むこと。

【環境衛生課】

本市では、これまで石川クリーン作戦や町会等による水路清掃活動を行い、環境保全に取り組んでまいりました。今後は、令和元年6月に宣言しました「はびきのプラスチックごみゼロ宣言」に基づき、市民に身近な問題として考えていただける効果的な啓発を行うとともに、清掃活動やマイバック・マイボトル運動など自ら率先して取り組みを行います。

(4) 特殊詐欺被害の未然防止対策の強化 <新規>

大阪府では、高齢者などが狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供

や注意喚起を効果的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助などの対策を実施すること。

【産業振興課】

消費者セミナーの開催や、地域での啓発講座を開催することにより市民への消費生活センターの周知及び消費者意識の啓発を行い、広報誌へ Q&A を掲載することで市内の相談事例を情報提供しております。市内連携により高齢者や障がい者の相談情報を共有し、職員やケースワーカー等で見守りを行い、老人会や民生委員の会合で啓発チラシ等を配布し、被害の未然防止に取り組んでおります。関係課、関係機関と調整し効果的な取り組みを検討するとともに、引き続き消費者への相談窓口の周知や、情報提供及び注意喚起を徹底するとともに消費者教育の推進に努めてまいります。

【災害対策課】

現在、当市では補助の制度がないため、関係機関と協議を行い、補助金制度の整備や予算要求等について、今後、近隣市町村の動向を見ながら調整してまいります。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(1) 交通バリアフリーの整備促進と安全対策 <補強>

公共交通機関（鉄道駅・空港など）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を検討すること。

【都市計画課】

これまでも、市内公共交通機関のバリアフリー化の促進については、高齢者、障害者等の移動の円滑化を図るため、鉄道事業者である近畿日本鉄道株式会社が実施する駅舎のバリアフリー化整備事業に対して、国、大阪府及び本市においてその整備費用の一部について補助を行ってまいりました。その結果、国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において令和2年度末までにバリアフリー化をめざす、1日あたりの平均利用者数が3,000人以上となる市内4駅の設備について、それぞれ一定のバリアフリー化が図られたところです。今後も引き続き、施設の適切な維持管理や、さらなるバリアフリー化の充実が図られるよう、鉄道事業者とも連携を図ってまいります。また、設備の維持管理及び更新には相応の費用がかかることが見込まれるため、これらにかかる財政措置のあり方について、国や大阪府等の動向を注視しつつ、適切に対応を行ってまいりたいと考えております。

(2) 高齢ドライバーの安全対策について <新規>

最近、高齢者の運転と見られる事故が頻発している。今後高齢ドライバーが増加することから、未然防止に向けた啓発、さらにはドライバー教育・講習の充実、免許証返納の際のインセンティブ制度の検討を行うこと。また、バス路線の減少・免許証の返納などで高齢者の交通手段が狭められている。交通空白地帯を作らないよう、日常の住民生活に必要な不可欠な地域の公共交通に対する助成を行い、まちづくりと一体となった交通路線を維持させること。

【道路公園課】

高齢者の運転事故防止への啓発活動の取り組みにつきましては、羽曳野警察署、羽曳野・藤井寺交通安全協会などの関係機関や各種団体と協力し、毎年春と秋の全国交通安全運動に併せ実施している安全運転講習会や交通安全街頭キャンペーン、交通安全市民大会などを行っております。運転免許証返納の際のインセンティブ制度は、大阪府下の警察署などに相談窓口が設けられており、本市ではリーフレットを配架し、市ウェブページや広報に掲載しております。交通路線につきましては、電車、バスなどの公共機関が比較的網羅されておりますが、羽曳野市においても、鉄道の駅や市内公共施設間を結ぶ無料の循環福祉バスをきめ細やかに市内の8路線で運行させているところです。

(3)防災・減災対策の充実・徹底（★）〈補強〉

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアルなどを効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備など、住民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的に啓発の取り組みを実施すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練など、市町村の支援を行うこと。さらに災害発生時における情報提供のツールとしての自治体のホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと

【災害対策課】

平常時の地域で行われる訓練等は、消防本部、消防団、市が協力し、防災訓練や防災講演会などを行っています。今後も、関係機関と協力し住民へ周知致します。避難行動要支援者名簿については、地域における自助・共助の活動情報の要として、地域の自主防災活動の中で慎重かつ適切に活用していただけるよう、関係課と連携して啓発に努めています。

【福祉総務課】

平成24年度より避難行動要支援者名簿の整備を行っています。平成29年度には新たなシステムを構築し、地図情報と連携した要援護者台帳の管理が可能になりました。定期的に行行政情報（障がい、介護）との連携を行い要援護者情報の更新を行っています。また、平常時から台帳を市内の町会（自治会）、民生委員、校区福祉委員会へ配布し、日常的な見守り活動に利用していただき、地域住民間の関係構築を推進しています。

(4)地震発生時における初期初動体制について 〈継続〉

緊急時においては、自治体職員のマンパワーが重要である。特に地震発生においては、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、非正規で働く職員が多くを占めている現状の中で、緊急時に十分な対応ができるような人員体制を確保すること。また震災発生においては、交通機関がマヒしていることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたるなど、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携が行えるよう、各自治体に働きかけを行うこと。その上でも大規模災害発生の際には行政の対応にも限界があることから、日常的に住民と行政が連携を密にし、災害発生時の対応について、自助・共助の観点から地域住民に協力いただくような日常的に地域防災対策を講じる事。また、地震発生の時間帯が帰宅・出勤（通学）時間帯と重なった際の帰宅困難者の対応についても大阪北部地震の検証を踏まえて防災計画への反映を行うこと。さらに、外国人のための災害発生時の多言語での対応は、在住者のみならず外国人観光客への迅速な情報発信も含めた支援体制を早急に構築すること。特に交通機関の情報など、外国人旅行者が特に必要とする情報を、迅速、的確かつ分かりやすく、より多くの言語で提供するための専用ウェブサイトやアプリ等を早急に開発すること。

【防災企画課】

近年発生している災害が多様化・複雑化している中で、本市においてもいかに早く初期対応に取り掛かることができるのかが重要であると認識しています。今後、災害の種類や規模等に応じて、より適切な人員・体制を確保できるよう検討してまいります。また、近年の度重なる災害の教訓を踏まえ平成31年1月に修正された大阪府地域防災計画に基づき、本市防災計画へも反映させます。

(5)集中豪雨など風水害の被害防止対策（★）〈補強〉

これまでも日本各地で豪雨水害、土砂災害などの風水害が多発している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊などへの対策が非常に重要であると考え。あらためて危険度が高いと見られる地域の未然防止の観点からも緊急に対策を講じること。また、災害

がより発生しやすい箇所を特定し森林整備などの維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、自治体が発令する避難情報の内容について、ハザードマップも含めて一層の周知・広報を行うなど、日頃の防災意識が高まるようとりくむこと。

【災害対策課】

大阪府の調査に基づいて設定される土砂災害警戒区域や浸水想定区域については、ハザードマップ等により周知を図り、区域内住民の危険性について認識していただき、早期の避難行動につながるよう啓発に努めます。

【下水道建設課】

公共下水道の雨水関連施設整備については、既存施設を最大限に活用することにより限られた財源の中で、公共下水道事業計画に沿って可能な限り早期に、ハード及びソフト対策の両面の整備を進めてまいります。河川における災害防止等の整備については、河川管理者である大阪府に対し要望を行います。

(6)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について <継続>

国土交通省の調査では、駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為は依然として高い水準にあるとされている。これらの暴力行為の防止対策として、マスコミ媒体を活用した啓発や自治体広報誌などでの住民に対する積極的な広報・啓発活動を行うこと。さらに、駅構内や車内での巡回・監視などの防犯体制のさらなる強化をはかるとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置など）への費用補助などの支援措置を講じること。

【災害対策課】

利用者のマナー向上に向けて、鉄道事業者や警察が行う利用者のマナー向上の啓発活動について、広報紙の掲載等、市として必要な協力を行ってまいります。

